·内容 央1丁目 認証制度、 区=地区市民センター、田本文中に記載がないものは、 雇用した労働者 1 人当たり 15 万円。 なお、「既卒 3 年 以内の人」につい ては、1 年間継続 雇用した場合10 万円を追加交付 参一うつのみや表参道スクエア、 国の奨励金の2分 の1の額(上限6 雇用した労働者が 重度障がい者など に該当する場合は 20万円、それ以 外は15万円

ار و ا

協議会事務局

申込

雇用

産

制度説明会の開催企業認証事業所募集

1認定事業所募集

月7日 (必着)

新たに失 業者など を雇い入

入れた

高年齢者

や障がい

者親がいるとどれる

難な人を

れた

▽対象 る②市内で1年以上継続し ①市内に本社・事業所があ 次の全てに該当する企業。 の社会的責任) に取り組む、 を滞納していない。 て事業を営んでいる③市税 CSR活動 企業

援を行ないます。 付与、低金利融資などの支業には、PR、ロゴマークの 祉法人などは除きます。 目的とする事業所や社会福 ▽その他 ただし、社会貢献を主な 認証を受けた企

制度説明会開催

▽会場 2時~。 · 日 時 6月9日 市 総合福祉センタ 木 午後

定款変更

年

度

0

り

税・産業 り出し可) 6月9日

NPO法人の事務手続き忘れていませんか

種類

就職困難者雇用奨励

り課 書類を、 書をみんなでまちづくり課 った場合、役員変更等届出 する義務があります。 月以内に事業報告書などの みに事務所があるNPO法 提出してください 変更(再任を含む) 役員変更等届出書 事業報告書など (特定非営利活動法人) 毎事業年度初めの3カ 市役所1階)に提出 みんなでまちづく 平成 24 市 が 役 あ 員 内の

〒320-85市役所商工振興 る申込用紙(市畑からも取商工振興課内)に置いてあ **☎** (632) 2433 ヘ 2 は6 着)に、直接または送付で、 法、審査方法など。 クスで商工振興課風 1は必要書類を添えて 宇都宮CSR ~ 7 月 8 日 に必要事 市 までに、 2役所7階 ず項を書 応 募方 632 推 課 必 堂の! 中小企 筆主の

る助成制度 ださい व 対 象 件 成 額 条

既卒3年以内または

展等3年以内または、 雇用時に満40歳以上であり、事業主の都合により離職した者または、過去1年以上また。

た者を正規雇用して、6カ月以上雇用が継続している

国の「トライアル雇用奨励金」の支給決定を受け、試行雇用後に正規雇用に移行し、6カ月以上雇用が継続している

雇用開発助成金

定就職困難者雇用開発助成金または高年齢者雇用開発特別奨

国の

「特定求職者

万円)

変更や、 場合、 ってください。 0) P 抹消登記が済んでいない 速やかに手続きを行 法 理事長以外の理事
はの改正に伴う定款

室。

6

個みんなでまちづくり 2288 課

画

産

10

FAX 業

月書午▽ 2日間で作れるビジネス起業に興味がある人必見 プラン作成セミナー

(18日(土)午後0時30分(館(中今泉3丁目)、6 日時·会場 後3時~5時3分= 6月11日(土 東図

▽定員 ▽内容 関心がある②起業を目 当する人。①起業・創業に 望者・有料)もあり。 など。6月11日は懇親会(希 ネスプランの作成セミナー ーソナル起業プロデューサ · 対象 [や会計など具体的なビジ (定員10人)。 による講演会、 全2回。 起業後間もない。 時 \parallel 先着 50 人。 吉川 次のいずれかに該 市 役 聖号さん 所 14 階 事業計 託児あ D 会議 18 s.com/の申し込みフォー 所 7 階) jpへ。宇都宮ベンチャーズ city.utsunomiya.tochigi. クス・Eメールで、 www.facebook.com 政策課☎(63)2442、 日までに、 に必要事項を書き、6月 書(市配からも取り出し可) (32) 2447、∑u2305@ ェイスブック肥 http:// http://www.u-venture 申 込 宇都宮ベンチャー 直接またはファ

嗣者雇用用充行別契励金)」の支給決定を受け、雇用した労働者の雇用が6カ月以上継続している 雇い入れ 入促進補助会 金共済制度認 中小企業退 事業所としての新 に置いてある申込 産業政策課 (市役 規加入から1年間 に限り、毎月の掛 金(1人当たり上限 1万円)の20%の 額(上限12万円) 中小企業退職金共済制度に新 たに加入した 金加職 奨励金・助成金 商工振興

(市役所 7 階) ☎ (632)2444 へお問い合わせください。

●産業政策課 み 可。 utsunomiyaventures/ 参加予定」からも申し 632 24 4 2 0 込

PCB廃棄物の 官・処分状況届出書を

任者であることを証する書 特別管理産業廃棄物管理責廃棄物を特定できる写真、 **実施します**業務(取引・証明)に使用するはかりは、2年に1度の検査を受けなければ使用することはできません(計量法第19条)。該当する人は必ず受検してください。
▽日程・会場下の表の通り。
▽受付時間午前10時~正午、午後1時~3時 添付書類としてPCB 棄物を処分した事 一業廃 平成27年度中に 棄物管 理票 午、午後1時~3時。 検査手数料 (実費)。

はかりの定期検査を 実施します

計量器検査日程

河内域

富屋区

桜口

横川区

瑞穂野区

15日(水) 宮の原小学校

岡本事務所

星が丘中学校

検査会場

上河内保健センタ

▽費用

6月の 検査日程

1日(水)

2日(木)

3日(金)

6日(月)

10日(金)

13日(月)

20日(月)

21日(火)

7日(火) 国本区

8日(水) 城山区

9日(木) 宝木田

14日(火) 陽南田

16日(木) 姿川区

17日(金) 雀宮区

22日(水) 清原区

PCB廃 類の写し、

は

産

2929~。 〒320-851市役所廃棄物対策までに、直接または送付で、 (マニフェスト) の写 (市役所12階) 6月30日 (必着) **6**32 し。

報告書を提出してください産業廃棄物の排出事業者は

産業廃棄物)が発生した事量の産業廃棄物(特別管理付した②平成27年度中に多 27 年 理票 てい 管理 産業 成27年度中に産業廃 当する市内の事業者。 して産業廃棄物 業場を設置している③平成 対 している。 度に多量排出事業者と 産 (マニフェスト)を交 **業廃** 次のいずれかに該 産業廃棄物 棄 物 を排出し 特別管理 **完棄物管** ① 平 别

1

部・

控えが必要な人は3

の届け出を正本1部・副本

▽提出書類 けられています。

保管状況など

け出を行なうことが義務付

置法第8条に基づき、届る事業者は、PCB特別

CB廃棄物を保管し

7

き、6月30日(必着)までは、6月30日(必着)までは、 市団に掲載されて間合計の予と量ができません。 ☎320-320 632854市役所廃棄 に、直接または送 廃廃 1 物 ▽物 業廃棄物 る書類に必要事項を書 000トン以上。特別管 0) 多量の基準)処理計画実施状況報告書。 棄物(特別管理 棄物)処理 直接または送付で、 発生量が、 市役所廃棄物対策 市皿に掲載され 年間 合計 産業 廃棄 産業廃 まで が、 〒 7 棄

雇 用

応援します を

求職者のための就職支援 ு計量検査所☎ (616)1562

這票交付等状 ^连計画書③産業 (特別管理産業 日(水)、 時。 · 日 時

ナー、 書類の書き方、ビジネスマ や進め方、自己分析、応募 內容 全2回。 面接指導など。 求職

職支援セミナー 2中高年齢者のための再就

▽内容 職業経驗 を生かした応募書類の書き に求める人材像、職業経験 生かし方、企業が再就職者 日時 6月21日 面接指導など。 験の (火) 午前 理と

目。 会場 中央運 (中央1丁

を希望する。 ■対象(②市内に在住か)■対象(次のいずれかに該 通勤している②市内に就職 ずれ

の人。 定員 各先着10 お む ね 45 歳以上

2446 号・年齢を明 番号・住所・氏名・電話番 8540 第540 第54 ファクス(講座名・ 申込 電話またはは 632 5 4 2 0 郵便

午 6 前月 1028 時分 (火 · 午後 4 29

子どもの家

•

守

動の心構え います。 に、人材登録制度を設け て勤 子ども 務を希望する人を対 0) 家で指導員

い、放課後児童の健全が適切な遊びや指道い小学生を対象に、比 仕 子ども 事などで昼間家庭にいな 放課後児童の健 0) 家は、 保護者 健全育成 指導 手 行

▽対象 保育士やを図るものです。 所13階)に置いてある申込▽申込 生涯学習課(市役 生涯学習課へ。 に必要書類を添えて、 書(市配からも取り出し可) 育て経験がある人など。 の資格を有する、 保育士や教諭など または子 直接、

します。 ▽その他 の希望や資格などを考 し、各子どもの家から なお、 用時 登録 期 登録 勤 務 連 絡慮者

涯学習課☎(32)2676ありません。詳しくは、生っせん・雇用するものでは 異 間 なります。 などは、各子どもの家 7 また、 市があ で時

◎介護支援専門員実務研修受講試験 ▽日時 10月2日(日)午前10時~正午▽会場 宇都宮大学(峰町)、とちぎ健康の森(駒生町)▽費用 7,700円(受験料)▽申込 高齢福祉課(市役所)、各域・区・田、県高齢対策課、県健康福祉センターなどに置いてある申込書(試験案内書)に必要事項を書き、6月13~30日(消印有効)に、簡易書留にて、〒320-8503 駒生町3337 − 1、とちぎ健康福祉協会 ☎(650)5587へ。

31